

別記様式第 48 号（第 103 条関係）

営 業 の 方 法	
営業所の名称 営業所の所在地	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
18 歳未満の者を 従業者として使用 する こと	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18 歳未満の者を 客として立ち入 らせる こと	①する ②しない
	①の場合：保護者が同伴しない 18 歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲 食 物（酒 類 を 除 く。）の 提 供	①する ②しない
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法
酒 類 の 提 供	提供する酒類の種類及び提供の方法
	20 歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
客に遊興をさせ る場合はその内 容及び時間帯	遊興の内容
	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
当該営業所において 他の営業を兼業す る こと	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20 歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20 歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。